

確定申告書の提出方法

1. 郵送等による提出

国税庁「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、小千谷税務署に郵送します。この場合、作成・印刷した申告書に必要書類（本人確認書類の写し、各種控除資料、収支内訳書など）を添付してください。

書面による申告書等をご提出される方へ

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日はご自身で記録・管理をお願いします。なお、e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時を確認することができます。

2. e-Tax（電子申告）による提出

国税庁「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を電子送信する方法は次のとおりです。

(1) マイナンバーカード方式

《パソコンからの送信》マイナンバーカードをICカードリーダライタまたはカード読み取り対応スマホで読み取り、送信

《スマホからの送信》マイナンバーカードを、カード読み取り対応スマホで読み取り、送信

(2) ID・パスワード方式

マイナンバーカードをお持ちでない方でも、税務署で発行されたID・パスワードがあれば、パソコンやスマホから送信ができます。

国税庁「確定申告書等作成コーナー」による確定申告にご協力ください

所得税の確定申告は、パソコン・スマホ等を利用して、国税庁がインターネット上で提供している申告サイト「確定申告書等作成コーナー」にて、24時間いつでも申告書を作成することが可能です。また、申告サイト内で自動計算するため、簡単に申告することができます。混雑する相談会場にお越しいただかなくてもご自宅で確定申告をすることができますので、ぜひご利用ください。

還付申告であれば、1月から提出が可能となっており、還付金も早く受け取ることができます。

また、還付申告でない方も申告サイトは使用できるため、余裕をもって申告の準備ができます（提出は2月16日からとなります）。

マイナンバーカードを使って自宅から確定申告

- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- マイナポータル連携を利用すると、該当項目が自動入力されます。ふるさと納税の受領証明書や医療費知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。さらに、給与の源泉徴収票なども自動入力の対象です。

国税庁では、操作方法等に関する電話相談窓口を設けており、初めての方も安心してご利用できます。国税庁「タックスアンサー（よくある税の質問）」もご活用ください。



動画で見る
確定申告



確定申告書等
作成コーナー



マイナ
ポータル連携

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

（受付時間は日によって異なります）

タックスアンサー
(よくある税の質問)



小千谷税務署 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場のご案内

会場 小千谷税務署（小千谷市東栄1-5-24）

期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）
まで（土曜、日曜および祝日を除きます。）

時間 相談受付 午前8時30分～午後4時まで

相談開始 午前9時から

※上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。2月13日（金）以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望する場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要があります。

※確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Tax又は郵送等での提出をお願いします。

①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前予約



国税庁 LINE
公式アカウント

②各会場で当日配付

（配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前予約をお勧めします。）

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用数字4桁）が分かるようにしてお越しください。